

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

令和3年度住民税非課税世帯等を対象に実施した臨時特別給付金につきまして、令和3年度に課税世帯であったなどで給付金が受給できなかったものの、令和4年度住民税が均等割非課税となった世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を対象に給付金を支給します。

1世帯あたり 10万円

※令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金を受給した世帯については支給対象外です。

支給対象となる世帯

- ①世帯全員の令和4年度「住民税均等割が非課税」の世帯（住民税非課税世帯）
 ※ただし、住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象となりません。
- ②令和4年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）

給付金の支給手続き

- ①住民税非課税世帯
 対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた「確認書」が届きます。
 （⇒給付を希望される世帯は中身を確認し返送ください）
 ※ただし、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合は申請が必要です。
- ②家計急変世帯
 給付金を受け取るには申請が必要です（8月上旬以降に申請受付開始予定です）。

受付期間

- ①確認書発送日から3カ月以内
- ②9月30日（金）まで

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外）のご案内

低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く）に特別給付金を支給しています。7月15日から家計急変世帯に対する給付金の受付を開始しています。該当する世帯の方は、受付期間内に申請していただきますよう、お知らせします。

児童1人あたり 5万円

支給対象者

平成16年4月2日（障害児は平成14年4月2日）から令和5年2月28日までに生まれた児童を養育する父母など

支給要件

- ①令和4年4月以降に新たに児童手当を申請した住民税非課税の方
 - ②令和4年1月以降の収入が急変し、「住民税非課税相当」の収入になった方
 - ③平成16年4月2日から平成19年4月1日生まれの児童のみを養育している住民税非課税世帯の方
- ※すでに給付金を受け取った方、ひとり親世帯分の給付金を受けた方は対象外となります。

受付期限

令和5年2月28日（火）まで

○申請・お問い合わせ 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
 本 庁 健康福祉課 福祉係 ☎43-2124